令和8年度特別講演及び説明会

「自転車等に対する道路交通法改正について」

令和８年４月 １ 日から道路交通法を一部改正し施行された。これまで自動車対応のみだったが、本年度から自転車等と同様に交通反則通告制度が導入することになりました。車両の運転者だけでなく自覚と責任を持ち、今まで以上にルールをしっかり守るため、地域安全推進課の担当者にお迎えしてわかりやすく説明いただけますので、下記の通りご案内いたします。

？？？こんな時にどうすればよいの？？？（例）

補聴器とイヤホンと見間違えられたらどうする？　自転車用以外のヘルメット着用は？
ノーヘルメットは交通違反？　流行のキックボート・キックスクターのルールは？
自転車用スマホホルダー等の取り付けは OK？　交通違反したら運転免許証はどうなる？
わからない事は質問しましょう。

1. 日　　時　令和８年 **4** 月 **26** 日（日）PM13:30～15:30

2. 場　　所　**名身連福祉センター**　4F 大会議室

中村区中村町 7-84-1
FAX052-413-5853
地下鉄東山線「中村公園」駅
下車、③番出口から徒歩約
７分

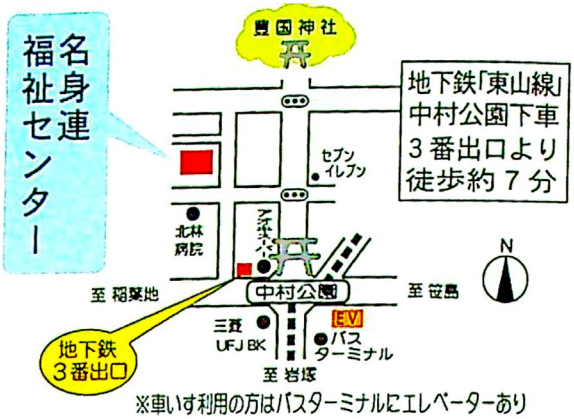

3. 聴 講 料　会 員　**無　料**
非会員　**500 円**

4. お申込み　事前のお申し込みは必要ありません。当日受付にてお申込みください。
5. そ の 他　令和８年度入会のお申し込みを受付いたします。

6. お問い合せ　**名古屋市聴言障害者協会**
E-mail:mechogen@gmail.com